

つくる 未来を創造

クローズ アップ

旭川商工会議所100周年

旭川商工会議所会頭 新谷龍一郎

旭川商工会議所は、大正8年8月6日に創立し、今年で100周年を迎えます。大正8年といえば、世界的には前年に第一次世界大戦が終結し、国内では、大正デモクラシーによる自由主義が台頭してきた時期であり、旭川については、過酷な自然環境と本州と比較して脆弱な経済基盤を先人たちが開拓魂を持って奮励努力し、旭川の発展に邁進していた時期でありました。旭川商工会議所は、このような先人達の努力と行動によって設立し、これまで多くの皆様に支えていただき、節目の年を迎えることができました。改めて感謝を申し上げますとともに、これからの100年につきましても皆様の役に立つ、必要とされる会議所を目指して努力してまいりますので、変わらぬお力添えをよろしくお願い申し上げます。



旭川商工会議所会頭
新谷龍一郎

旭川商工会議所の創立と歴史

当所は、道内で4番目の会議所（当時の名称：旭川商業会議所）として、初代会頭の井内歆二らが先頭にたち旭川の商工業発展に寄与することを目的に設立されました。設立後間もなく手がけた大きな仕事として、第1回目の全道商業会議所連合会大会（現：全道商工会議所大会）を大正10年に旭川で開催し、この大会を境に、それまで別々に活動していた会議所が相互連携を図るようになり、北海道全体の発展に一致団結して取り組むようになりました。



初代井内会頭(右)

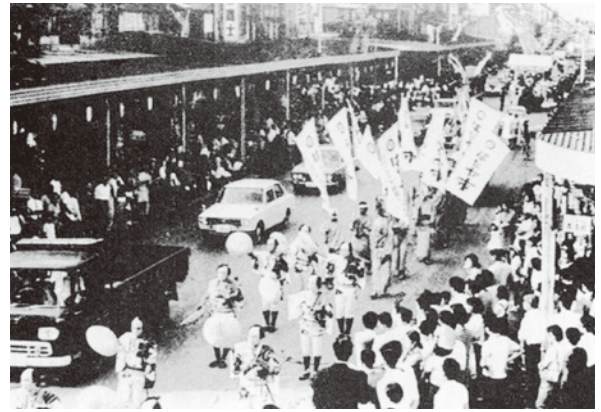
昭和に入り経済規模の拡大や工業の著しい発展により、既存の商業会議所法では、対応が難しくなったことから昭和2年に商工会議所法が公布され、昭和3年に、旭川商工会議所に組織変更を行っており、昭和11年には、天皇陛下のご来旭に合わせて現在の場所（旭川市常盤通1丁目）に旭川商工奨励館（前会館・現在の会館は昭和47年に完成）を建設しております。戦時下において、統制経済を円滑に進めるため、一時期、北海道商工経済会旭川支部として組織改変を行ったものの、戦後の昭和21年には、旭川商工会議所として新たに活動を開始し、その後、何度か法改正が行われ、昭和28年に現在の商工会議所法が施行され現在にいたっております。



旭川商工奨励館(前会館)

また、戦後、第1回目の全道商工会議所大会も旭川にて開催されており、このとき決議された「本道に銀行を設立すること」を契機に、全道商工会議所が一丸となって新銀行設立に向けて提言活動を行い現在の北海道銀行の設立に繋がっております。

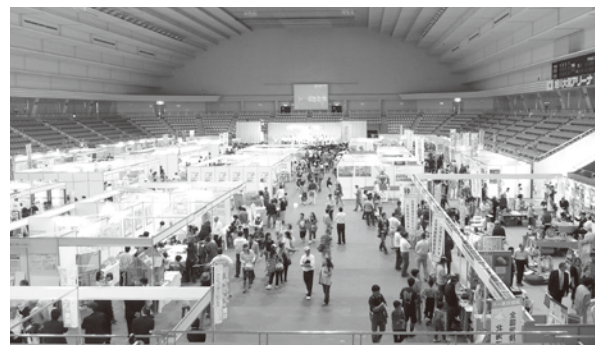
昭和30年代に入り、高度経済成長の中、旭川も昭和30年代の10年間で卸・小売の売上が3倍以上に拡大し、旭川経済も大きく成長しております。昭和37年には、旭川夏まつりが創始され、現在も当所が中核となり、旭川の夏の風物詩として賑わいを創出してしております。昭和40年後半は、オイルショックと大型店の進出により、地元経済は厳しい状況におかれたものの大型店と地元小売店の間に入り、共存共栄が図られるよう積極的な調整を行うとともに、昭和50年代はじめより、地場産業の育成を目的とした「バイあさひかわ運動」を展開して地域経済の活性化に努めております。



旭川夏まつり(平和通を練り歩く行列)

昭和57年には、全国的な女性の社会進出の機運の高まりから旭川商工会議所婦人会（現：女性会）を組織し、女性の社会進出の促進に努めております。

平成に入り、旭川空港利用拡大期成会を設立して、空港機能の充実や国内外の航空会社への誘致強化、姉妹都市である韓国水原市との経済交流、頭脳立地構想の推進と旭川高度化センター（現：旭川産業創造プラザ）の創立、市内企業の市民への周知や販路拡大を目的に創立90周年記念事業で開催したものづくり博覧会など、地域経済の発展に向けた取り組みを旭川市や関係機関とともに続けております。



旭川ものづくり博覧会(平成21年)

これからの会議所と旭川成長戦略ビジョン

当所では、旭川の目指すべき方向性を「創造」をキーワードに、旭川成長戦略ビジョン（平成29年6月）としてまとめております。このビジョンでは、旭川の成長に必要な項目を重点分野として3つ上げており、一つ目の「創造と循環による産業振興」では、創造する企業の育成や観光・農業の振興、地域内連携と地産地消、二つ目の「人材の創造」では、若年層の教

育と雇用環境の整備、U I Jターンの推進、三つ目が「街づくりにおける創造」として、生活環境に係るインフラ整備と地域発展に必要な攻めのインフラ整備としてまとめており、この3つの重点分野が互いに好影響を与えていくことが旭川の発展に繋がっていくという内容でございます。

また、このビジョンの具体的な行動計画であるアクションプランについても平成31年1月に策定しており、事業実施期間を3年間と定め、平成31年度の事業計画から随時盛り込んでいくよう進めております。また、このアクションプランでは、設計や意匠だけでなく経営からインフラ整備まで幅広い分野で、デザインの重要性が増していることから、すべての事業についてデザインを意識して取り組んでまいります。

事業内容としては、優先順位の高い事業を5つのメインプロジェクトとして選定しております。

①「創造の種育て上げ事業」

セミナーなどを通じて新たな価値を生み出すための情報提供、アイデアを具現化するための事業計画の策定支援、周知のための異業種交流会、ワンストップでの支援体制の構築。

②「観光資源掘り起し事業」

専門家などを招聘して、閑散期観光、産業観光、体験型観光などの掘り起しを行い新たな観光メニューを創出。

③「インターシップ・職場体験促進事業」

インターンシップや職場体験を実施している企業の調査、申込方法や内容の規格化、HP等による情報公開、大学・高校等への周知。

④「旭川にこれが出来たら未来が変わる事業」

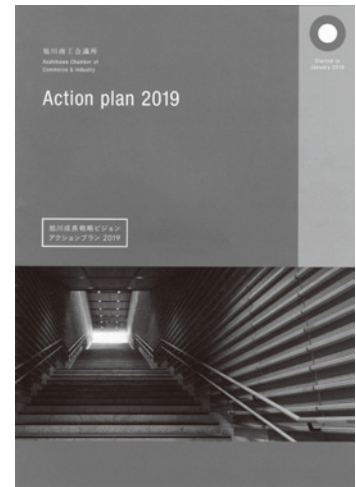
現在、旭川市に無いインフラが仮に整備された場合に旭川市がどのように変化するかを調査し、整備実現に向けた市民への情報提供と機運醸成。

⑤「市民の口コミを活用した情報発信」

市民に対して企業や商品、技術などを周知し、口コミやSNS等を通じて自発的な発信を促すとともに、各機関が実施しているセミナーや補助金などの支援情報を集約し、利用者の利便性の向上を図るためのスマホアプリの

構築。他にも中長期プロジェクトとして、高等教育機関の充実に係る調査・研究や国際化の促進、言葉の壁解消支援事業など、メインプロジェクトを含め全部で13項目をまとめております。

詳細につきましては、旭川商工会議所のホームページよりダウンロードが可能となっておりますので、是非、ご一読ください。



旭川成長戦略ビジョン・アクションプラン表紙

創立100周年記念事業

平成31年8月6日までを100周年記念イヤーとして、様々な記念事業を実施してまいります。前段のアクションプランのスマホアプリによる情報発信強化事業を中核に、7月25日（木）14時より、櫻井よしこ氏を講師に招聘して記念講演、旭川の未来を語る旭川成長戦略ビジョンパネルディスカッションなど、「未来を創造（つくる）」をキャッチフレーズに事業を展開してまいります。

最後に、人口減少、少子高齢化、そして急速に進む技術革新の波は、今まで経験したことのないスピードで我々の暮らしや経済を劇的に変化させていくものと思っております。商工会議



記念講演講師「櫻井よしこ氏」

所としても先人たちが発展させてきた旭川をこれからの世代に、しっかりと繋いでいけるよう行動と挑戦を続けてまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おもしろ
税 2018 ミナ〜ル
 平成30年度
 「税を考える週間」〜この社会あなたの税がいきている〜
 11.18 SUN
 PM 1:00 ▶ PM 4:00
 アートホテル旭川 3階(旭川市7条通6丁目)



①約500名の来場に大いに沸いたおもしろ税ミナ〜ル／②青年部会と教育大学生が講師を務めた租税教室の様子（詳しくは8p）／③女性部会担当による税に関する絵はがきコンクール表彰式の様子、審査員長の道立旭川美術館梶浦館長より賞状と記念品が贈呈された（詳しくは6p）

プログラム

- ◆小学6年生を対象とした租税教室
- ◆市長は君だ！子ども税金コーナー
- ◆税に関する絵はがきコンクール表彰式&作品展
- ◆やさしい税金クイズ大会
- ◆旭山動物園飼育員さんによるトークショー
- ◆お楽しみ大抽選会
- ◆盲導犬育成基金への募金活動
- ◆税金なんでも相談会(税理士会主催)

**寒空のなか来場者約500名！
 楽しみながらも
 税の啓蒙と社会貢献**

恒例の法人会おもしろ税ミナ〜ル、好評の税金クイズ大会では“税金博士”に扮する旭川中税務署の阪副署長から「税をお米などからお金で納めるようになったのはいつから？」など、税にかけた難問珍問が出題され、会場は歓声や悲鳴とともに大いに盛り上がった。また、本イベントでは税の啓蒙のみならず、楽しみながらも

TAKASHIMA HOUSE

MAPLE HOMES

株式会社 **高嶋建業**

旭川市豊岡2条1丁目7-10
 ☎(0166)31-6911

タカシマ1級建築士事務所 URL <http://www.takashima-house.co.jp>



4



5



6



7

④全問正解者100名に図書カードが当たる税金クイズ大会／⑤知られざる飼育員さんの苦楽や動物園の裏話に耳を傾けたトークショー／⑥盲導犬育成基金の募金活動に登場したキャンペーン犬と触れあう子どもたち／⑦胡蝶蘭にタラバガニ…豪華景品や「年貢米」も当たる大抽選会の様子。

地域の皆様に社会貢献を活動の柱とする法人会を知ってもらおうと様々な催しも企画しており、今年旭山動物園の飼育員さんによるトークショーや地元逸品がなんと88本！さらには年貢米も当たる大抽選会、盲導犬育成基金への募金活動、税理士会とタイアップした税金なんでも相談会なども行った。

例年「税を考える週間」にあわせて開催しているが、今年も税金クイズの結果に一喜一憂しつつも、満面の笑顔で景品を抱え会場を後にする来場者の姿にイベントの成功を確信することが出来た。

イベントの目的とは…

国税庁では毎年11月11日～17日までの1週間を「税を考える週間」と称して税の啓蒙活動を行っているが、当会もこれに併せて法人会「おもしろ税ミナール」を開催している。

- ①次代を担う子どもたちや地域の皆さまに、税金の大切さやあり方を考えてもらう
- ②公益法人として地域社会貢献活動を展開する
- ③地域に密着した法人会活動への理解を得ることを目的に楽しみながらも意義あるイベントを目指し企画している。

電気工事・情報通信工事・計装工事・各種システム工事

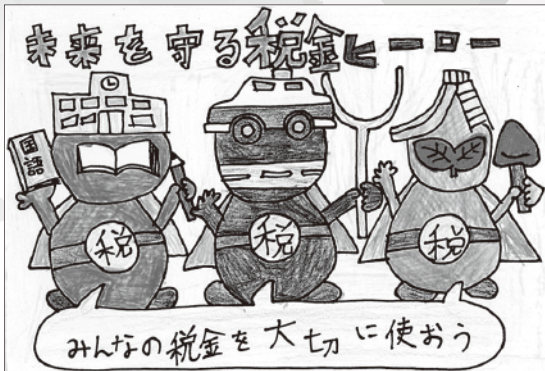
CO.,LTD
DENGYO



株式会社 電業

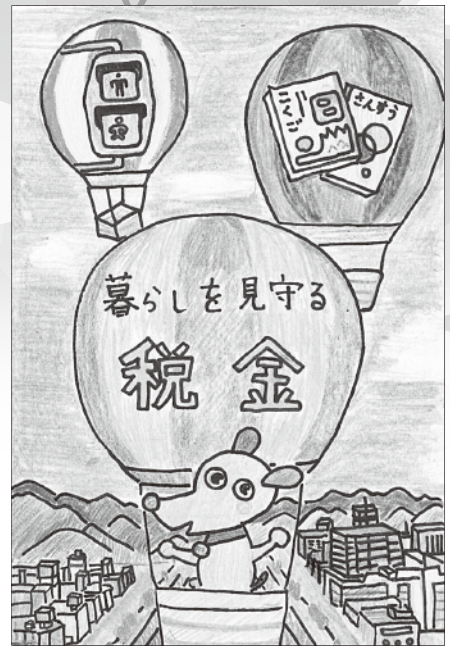
本社 〒078-8220 旭川市10条通22丁目 TEL (0166) 32-1488(代) FAX (0166) 32-1883

第10回 ^{せひ} ^{かん} 税に関する え 絵はがきコンクール



笠原 吹さん(左)
(春光小学校4年)

高山 徹平さん(右)
(附属旭川小学校6年)



女性部会では租税教育活動の一環として、全国一斉に「税に関する絵はがきコンクール」を実施している。当部会では小学校高学年を対象に夏休みにあわせて募集し、作品展と優秀作品の表彰式を11月18日(日)・アートホテル旭川にて開催した法人会『おもしろ税ミナ〜ル! 2018』のなかで行った(作品展は11/21~12/10までの期間、JR旭川駅の南コンコースにも展示)

応募総数は管内26校より224点、審査員長には道立旭川美術館の梶浦仁館長を迎え、大賞2点、税務署長賞や旭川市長賞など関係諸機関からの特別賞10点をはじめ入賞34点を選出した。



応募全224点を掲示した作品展の様子



表彰式では約500名の大観衆が見守る前で、梶浦館長より1人ずつ賞状と記念品が贈呈されたが、自身の作品が大型スクリーンに映し出されるステージに登壇し、児童たちの緊張した面持ちと誇らしげな姿が印象的であった。

普段あまり馴染みのない税について、少しでも関心を持ってもらい考える機会になればと企画したものだが、本年も個性豊かな作品の数々と当日ご家族連れで多くの方々が来場してくれたことに、租税教育の重要性と意義を実感することが出来た。

また、学校関係者や税務当局など関係諸機関の協力に支えられ、年々参加児童の広がりを見せていることに大きな使命感をもって、今後も女性部会の最重要事業として全力を傾注することを誓った。



梶浦審査員長より賞状と記念品を贈呈

管内26小学校より224点、個性豊かな作品の数々に租税教育の重要性を実感
優秀作品紹介

★上川総合振興局長賞



鈴木 さくらさん
(春光小学校 6年)

★旭川市長賞



岡本 悠里さん
(大有小学校 5年)

★旭川中税務署長賞



笠原 咲さん
(春光小学校 6年)

★旭川東税務署長賞



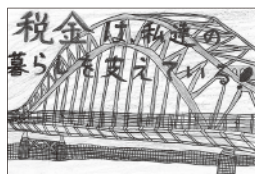
那須川 杏星さん
(愛宕東小学校 6年)

★旭川市教育長賞



稲村 優貴さん
(西御料地小学校 4年)

★旭川市PTA連合会会長賞



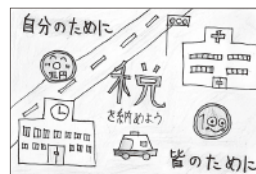
金井 優奈さん
(大有小学校 5年)

★旭川商工会議所会頭賞



高橋みのりさん
(神楽小学校 6年)

★税理士会旭川支部長賞



太田 凜さん
(忠和小学校 6年)

★旭川中法人会会長賞



千葉 陽菜さん
(大有小学校 5年)

★旭川東法人会会長賞



山田 琉斗さん
(西御料地小学校 5年)

★準大賞



浅沼 梨乃さん
(大有小学校 5年)

★準大賞



河村 和音さん
(東聖小学校 6年)

★**優秀賞**

- 石尾 翼さん(旭川第二小学校 6年)
- 只石日奈向さん(旭川第二小学校 6年)
- 大田 絢香さん(愛宕東小学校 6年)
- 板垣 歩佳さん(神楽小学校 5年)
- 野島 陽依さん(共栄小学校 6年)
- 松原 とあさん(大有小学校 4年)
- 原田 礼佳さん(大有小学校 5年)
- 釜崎 日和さん(東五条小学校 6年)
- 樋口リリカさん(比布中央小学校 5年)
- 大木 悠華さん(附属旭川小学校 6年)



★**奨励賞**

- 森川 蒼生さん(愛宕東小学校 5年)
- 市村 陽奈さん(新町小学校 5年)
- 大西 杏奈さん(新町小学校 6年)
- 吉田 暖和さん(大有小学校 4年)
- 梅田 優心さん(大有小学校 4年)
- 庄司 陽咲さん(大有小学校 4年)
- 品田ももこさん(大有小学校 5年)
- 松村 怜林さん(東五条小学校 6年)
- 勝見 颯斗さん(比布中央小学校 6年)
- 菊地 快さん(附属旭川小学校 6年)



青年部会が小学校を訪問し『租税教室』を開催！

青年部会では管内の小学校を訪問し、6年生を対象に租税教室を実施しているが、今年度は知新・鷹栖北野・神居東・東光・西神楽・朝日の6校で開催した。次代を担う子どもたちに税金の役割や重要性を考えてもらおうと、身近な施設や学校を題材にクイズ形式なども取り入れて行った。また、あわせてキャリア教育の一環として、講師自らの経験を通してこれからの生き方などについて語りかけると、児童たちも将来の夢や目標を熱っぽく発表してくれた。

また、例年「税を考える週間」にあわせて開催しているイベント「おもしろ税ミナ〜ル」でも租税教室を実施しており、今回は19校より34名の6年生と多数の家族らが参加した。あわせて昨年度から実施している、税の使い途を考えてもらうためのブース「市長は君だ！子ども税金コーナー」にも約100名の親子らが参加した。今年度も教育大旭川校の学生10数名にも参画してもらったが、大学生にとっても児童たちと接する貴重な場となったようだ。

平成30年度「租税教室」等の実施状況

開催日	学校(行事)名【参加児童】	講師担当
11月18日	おもしろ税ミナ〜ル! 租税教室 【34名】 市長は君だ(略)【100名】	本間・学生会員・学生
12月5日	知新小学校 【22名】	森・鳥海
12月10日	鷹栖北野小学校 【48名】	本間・佐々木
12月18日	神居東小学校 【74名】	荒尾・田村
12月19日	東光小学校 【144名】	井上・野村
1月29日	西神楽小学校 【18名】	牧原・落合
2月19日	朝日小学校 【36名】	本間・福居



東光小学校における租税教室の様子



大学生とコラボした「市長は君だ！子ども税金コーナー」



1億円のレプリカも使用(西神楽小学校)

旭川運通

代表取締役 西村 仁

〒079-8452 旭川市永山北2条8丁目 TEL 40-1515

四団体合同新春研修会

2月1日(金)アートホテル旭川に於いて、旭川東・中法人会の青年部会と女性部会が一堂に会する恒例事業、四団体合同新春研修会を開催した。講師には利木副署長(旭川東署)と阪副署長(旭川中署)を招き、税務職員の採用からその後の研修体制など国税組織における人材育成の概要について説明を受けた。研修後にはニューイヤーパーティを開催し、趣向を凝らした部会ごとのアトラクションなど盛会裡に終了した。



四団体合同新春研修会の様子

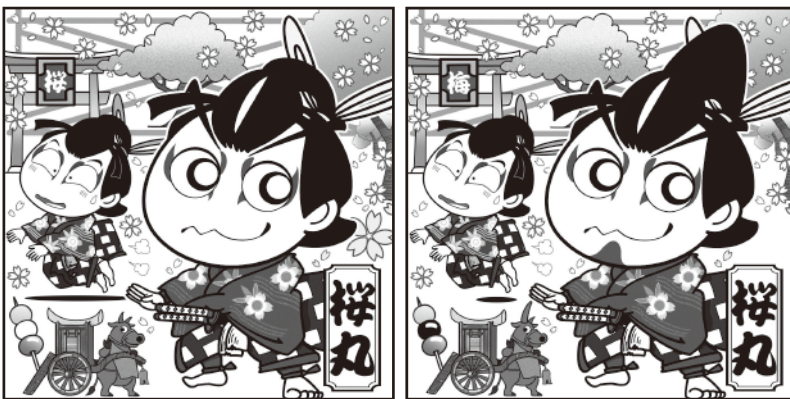
税務研修会 & きき酒会

12月10日(水)アートホテル旭川に於いて青年女性部会合同による税務研修会・きき酒会を開催した。研修は旭川東税務署の原田統括官・中田上席より「消費税軽減税率制度の個別事例研究」と題して講義を受けた。引き続き恒例のきき酒会では、酒税の一端にもふれながら、日本酒はもとよりビールやワインさらには水やお茶など7種類22品目に挑戦、第19回目を迎える今年の名人は高尾勉氏(株)TAKAO)に輝いた。



研修会の様子ときき酒名人に輝いた高尾会員

ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、4月26日(金)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目
道北経済センタービル1階
(公社)旭川東法人会事務局宛

正解者から30名様に図書カードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

hopes® 医療用不織布製品

日本メディカルプロダクツ株式会社

〒078-8232 北海道旭川市豊岡2条4丁目4番14号

TEL 0166-32-5320 FAX 0166-33-8749 <http://www.hopes.co.jp/>

支店: 旭川支店・札幌支店・仙台支店・東京支店・名古屋支店・大阪支店・広島支店・福岡支店
工場: 旭川・東川・マレーシア・タイ

春期講演会を開催 河野景子さん来旭に約700名!

旭川東・中法人会では様々な分野で活躍する著名人を講師に招き春期講演会を開催しており、会員のみならず広く一般市民にも開放し好評を得ている。本年は3月5日(火)アートホテル旭川に於いて、元フジテレビアナウンサーの河野景子さんを招き「ピンチをチャンスに!」と題して、アナウンサーから横綱の妻、一男二女の母そして相撲部屋の女将として、様々な心境を述懐しながら、物事をポジティブにとらえていく意識や志向のヒントを語ってくれた。700名もの来場に会場は熱気に包まれたが、今注目の河野さんの講演に熱心に耳を傾けた。



春期講演会の様子と講師の河野景子さん

多彩な研修会・セミナーを開催

当会では定期的に税務研修会をはじめ経営に役立つ様々なセミナーを開催している。平成30年度は下記の通り6回開催し計500名を超える方が受講した。



9月18日開催の経営セミナーの様子



1月28日開催の新春講演会の様子

◆◆◆ 平成30年度研修会開催状況 ◆◆◆

- 5月28日 税務講話(出席94名)
講師 旭川東税務署長 新村 吉臣 氏
テーマ 消費税軽減税率制度の概要等
- 6月20日 経営セミナー(出席78名)
講師 はまぐち総合法務事務所代表 濱口 貴行 氏
テーマ 採用に成功する会社、失敗する会社 他
- 9月18日 経営セミナー(出席82名)
講師 プロネットワーク5
弁護士・MBA・AFP 皆川 岳大 氏
司法書士・土地家屋調査士 上村修一郎 氏
CPM・宅地建物取引士 植西 晃典 氏
テーマ 債権法・相続法の改正、不動産の市況
- 11月29日 税務研修会(出席127名)
講師 旭川中署法人1統括官 川筋 健志 氏
旭川東署法人1統括官 原田 裕敏 氏
テーマ 消費税軽減税率制度
法人会自主点検チェックシートのおすすめ
- 1月28日 新春講演会(出席148名)
講師 北海道新聞旭川支社長 小林 亨 氏
テーマ 旭川の将来像を考える
- 2月下旬 地区別税務研修会(出席64名)
開催日 2/19(東旭川・工業団地・東川)、
2/22(永山・当麻・比布)、2/27(他地区)
講師 旭川東署法人1統括官 原田 裕敏 氏
旭川東署法人1上席 中田 孝一 氏
テーマ 消費税軽減税率制度・税制改正

平成31年度税制改正に関する提言

法人会では毎年税制改正に関して、健全かつ中小企業の活性化に資する税制の構築を目指し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言している。昨秋開催された第35回法人会全国大会<鳥取大会>において、平成31年度税制改正に関する提言が決議され、これを受けて当会でも12月19日に地元選出議員や旭川市長・旭川市議会に対して提言書に基づく税制改正事項の実現に向けた要望活動を行った。

新設法人説明会

2月18日(月)旭川商工会議所に於いて、会社設立後1年未満の企業を対象に研修会を開催した。講師には税務署より法人担当官を招き、会社設立から初めての決算・申告までのポイントや法人税・消費税・源泉所得税等の経理処理など実務に関して講義を行うとともに法人会への入会勧奨も行った。

平成30年度納税表彰式

◆国税庁長官表彰

当会副会長 (旭川東間税会会長)

山崎 與吉氏 (男山(株))

◆旭川東税務署長表彰

当会副会長

西山 陽一氏 (西山坂田電気(株))

当会副会長

高橋 徳松氏 (三栄運輸(株))



新年交礼会にて受表彰の皆様へ花束贈呈

企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関するお問い合わせ

会員企業はもとより一般企業（一部制限あり）の方も掲載いただけます。
登録料・手数料は一切かかりません。

- 配布先 / (公社)旭川東・中法人会会員企業約2,100社
- 年間発送予定 / 3月 / 7月 / 10月 / 12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

宣伝効果間違いなし!

<p>表面</p> <p>会社・店舗名 割引内容・注意事項など</p> <p>裏面</p> <p>住所・TEL 地区・会社PRなど</p>	<p>とっておきな 法人会クーポン No.00</p> <p>※このクーポンはコピーしてもご利用いただけます</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div> <p>法人会クーポン 酒屋『ひがしほうじん』 1,000円以上お祝い酒券 【ワイン1本】プレゼント!</p> <p>有効期間 2019年12月末日</p> </div> <div> <p>法人会クーポン HIGASI スポーツ 店舗商品10%off</p> <p>お問合せ 月曜～金曜日 9:00～17:00</p> <p>有効期間 2019年12月30日</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div> <p>法人会クーポン フラワーショップ『NAKA』 全品5%引き~!</p> <p>有効期間 2019年12月末日</p> </div> <div> <p>法人会クーポン スナック【法じん会】 2時間 飲み放題が... 2,500円!!</p> <p>有効期間 2019年12月末日</p> </div> </div> <p>※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。</p>
---	--

《掲載イメージ》

決算申告時に作成する 法人会への加入および社内監査の実施が評価されます!

法人事業概況説明書への記載について

会員の皆さまへお知らせ

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、決算申告時に作成する『法人事業概況説明書』の様式が改定され、表面の「社内監査」欄には法人会自主点検チェックシートの活用の有無、裏面の「加入組合等の状況」欄には法人会の会員である旨（役員企業は法人会役職名）を記入することができます。旭川中・東法人会では今回の様式改定について、法人会の活動意義を大きく高めるものと捉え、地域企業の皆さまに広く周知して参る所存です。

法人事業概況説明書には次のことを記載下さい

- 旭川東・中法人会に加入していること（役員企業は法人会役職名も記載）
- 法人会自主点検チェックシートを活用していること
（※法人会自主点検チェックシートを活用いただき社内監査を実施している企業に限ります）

法人会自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

自主点検チェックシートは当会ホームページからダウンロードできます。また、使い方などを分かりやすく解説した「法人会自主点検チェックシートのススメ」を配信していますのでご活用下さい。尚、ご不明な点などは当会事務局までお問合せ下さい。自主点検チェックシートの活用については当会主催の研修会などでも随時お知らせいたします。

当会ホームページ <http://ash-ho.or.jp> (旭川法人会で検索)

- 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、右記のよう0記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。



- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○○○○○○○	法人会会員
	(役職名)	(法人会役職名をご記入ください)
	：	

法人会の会員であることをご記入ください。



行動する法人会

平成31年度税制改正に関する提言

全法連では、平成31年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業)《11月7日》

財政・金融・証券
関係団体委員長 **津島 淳氏 他**



公明党

税制改正要望等ヒアリング《11月14日》

財政金融部会長 **竹内 譲氏 他**



財務省

《10月25日》

財務副大臣 **鈴木 馨祐氏**



法人会では毎年税制改正について、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しています。本年も10月11日に開催された全国大会において「平成31年度税制改正に関する提言」が決議され、旭川東・中法人会でも地元選出の国会議員をはじめ市長・市議会に対して提言活動を行いました。

国民民主党

第二部会(財金・総務・決算)税制改正団体ヒアリング《10月30日》

財金・総務・決算部会長 **小林 正夫氏 他**



立憲民主党

財務金融部会・税制調査会 税制改正要望に関するヒアリング《11月22日》

財務金融部会長 **川内 博史氏 他**



国税庁

表敬訪問 《12月6日》

長 官 **藤井 健志氏**

次 長 **並木 稔氏**

課税部長 **重藤 哲郎氏**



この他に総務省、中小企業庁などに対して提言活動を行いました(役職等は当時のものです)

『法人設立60年』と 『新入社員』について

(株)谷協組

代表取締役

谷 脇 勝 英



弊社は1935（昭和10）年に創立し砂利採取業としてスタートしました。戦後は基礎工事から土木建築業、そして1959（昭和34）年に法人化し、今年で法人設立60年を迎えることが出来ました。

近年は少子化の影響で、どの産業も担い手不足で経営にも大きく影響が出ています。建設産業も同様に人材の育成が急務であり、弊社においても採用活動、会社（工事現場）見学、インターンシップ等社内の多くの人員や時間を費やしています。4月には8名の新入社員が入社しますが、定年まで勤めてほしいといつも思います。

技能者、技術者として能力向上を図る為に研修を通して教育訓練を実施していますが、私は学校を卒業したばかりの若い人達は人間教育や社会教育が重要であり、それは何より仕事を覚える上でも近道ではないかと思えます。それぞれ育った家庭環境の違いもありますが、考え方、人との接し方、コミュニケーション能力、働くという事、給料の事から貯蓄、税金の事、その他一般常識も含めてです。学業が優秀な成績であった場合でも、これらの事が御座りになっている場合があります。円滑に仕事をするには多くの人達と打合せや確認事項、連絡・報告・相談を絶えず行わなければなりません。縁あって入社した若い人達には優秀な技能者・技術者として育てて欲しいのは勿論ですが、会社での仕事を通して、人間性を高め社会人として成長して欲しいと願っています。

偉そうな事を書いてしまいましたが、わが子を育てるのも難しく、どうしたものかと父親として日々苦悩しております。今年の新入社員はどんな個性を持って10年後そして将来に向かってどんな成長を遂げていくか今から楽しみです。

『e-Taxダンサーズ』に 参加して！

(株)高嶋建業

総務部

高 嶋 美 佳



私が法人会にお世話になって早16年目を迎えました。

加入初期の頃より、毎年恒例行事の四団体合同新春ニューイヤーパーティーにはほとんど参加させて頂いて、1年おきにはe-Taxダンサーズの一員として登場しています。

初回当時は私もまだ若く、たまたまエアロビクスを教えているとの事でお声を掛けてくださったのだと思います。最初は、他の会員さんと二人でキャンディーズを披露させて頂いた覚えがありません。そのうち同じ会員の森本さんが参加されてから、内容が俄然本格化しました（笑）

数人の会員さんを勧誘し、2年に1回、たった1度の幻のダンスの為に、皆さんお忙しいなか何度か集まり練習します。毎回、その頃に流行っている曲、皆さんが知っている曲などの選曲が難しいのと、歳を重ねるごとに衰えていく体力と記憶力でなかなか大変です（笑）

ですが、その分完成した時の充実感と楽しさは、この歳ではそうそう味わえないものだとも思っています。

e-Taxダンサーズと呼ばれるようになったのは、確か法人会の周年行事のパーティーで「ゴリエ」を披露させて頂いた頃からだと記憶しています。数年前には、無理を言ってお願いし税務署の方にも参加して頂いて、楽しい時間を過ごさせて頂きました。あと何年参加出来るかわかりませんが、皆さんの足を引っ張らないように、身体の動く限りこれからも続けられたらと思っています。

この楽しいe-Taxダンサーズに参加してみたい方は、いつでも募集中ですので、ぜひ気軽にお声を掛けてくださいませ♪

これからもどうぞヨロシクお願い致します！

経営者のための 法律相談



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長瀬剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

相続に関する民法改正について

今回は、近時の相続に関する民法改正の中から、配偶者居住権の新設と自筆証書遺言の要件緩和について、ご説明いたします。

1 配偶者居住権について

(1) 配偶者居住権が新設された経緯

これまで亡くなった方（被相続人）の財産があまり多くない場合、特に居住用の不動産しか価値のある財産がない場合など、配偶者が不動産の所有権を取得できず、長年住み慣れた家に住むことができないという問題が発生することがありました。そこで、配偶者が不動産の所有権を取得できなくても、そのまま住み慣れた家に住むことができようとして新設されたのが配偶者居住権です。

(2) 配偶者居住権の内容

配偶者居住権は改正民法の1028条1項により、配偶者が居住していた建物を無償で使用及び収益する権利であるとされています。配偶者居住権は譲渡することができず、所有者の承諾を得ずに、居住建物の改築をしたり、第三者に使用収益させたりすることはできないなど、制限もあります。

配偶者居住権は、遺産分割協議において相続人間で合意が整った場合や配偶者居住権を遺贈するという内容の遺言が残されていた場合に取得できるとされています。

(3) 審判での取得

では、被相続人からの遺贈がなく、また、他の相続人との折り合いが悪い場合に、配偶者が配偶者居住権を取得できないのかというと、そうではありません。裁判所が審判という手続で、配偶者居住権の取得を認めてくれる可能性があります（改正民法1029条）。

具体的には、①配偶者が家庭裁判所に対して、配偶者居住権の取得を希望する旨の申し出をした場合、②居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認められる場合には、裁判所が配偶者居住権の取得を認めることがあります。もっとも、配偶者居住権は、原則として配偶者が死亡するまでの権利とされていますが、裁判所が認める場合には居住建物の所有者の受ける不利益の程度や配偶者の居住の必要性等を考慮して期間制限を定めることも考えられます（改正民

法1030条）。

(4) 施行時期について

この配偶者居住権に関する改正民法の施行日は2020年4月1日からとされており、施行日前に開始した相続については適用外となります。配偶者居住権を遺言で贈与したい場合は、この施行日以降に遺言を作成する必要がありますので、注意してください。

2 自筆証書遺言の要件緩和について

(1) 従来の自筆証書遺言の要件

民法968条1項は「自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。」と規定しています。したがって、要件をまとめますと、①全文を自書すること、②日付を自書すること、③氏名を自書すること、④押印すること、となります。

①については、パソコンでの作成は認められておらず、遺言書の全文を自分で記載する必要があります。

②の注意点は、日にちが特定できる書き方をしなければならないことで、例えば「平成31年1月末日」は問題ありませんが、「平成31年1月吉日」だと日にちが特定できず、遺言書が無効となってしまいます。

③の注意点は、他の人と一緒に署名をしてはならないということです。仮に、夫婦で一緒に1つの遺言書を作成してしまったとすると、「共同遺言」として無効となってしまいます。

④については、実印でなくても構いません。

(2) 民法改正による方式の緩和

民法改正によって、方式が緩和されたのは要件①と目録の加除訂正です。重要なのは、要件①なので、今回はこの点に絞ってご説明します。

要件①ですが、目録についてのみ自書でなくてもよいことになりました。パソコンでの作成や代書のほか、不動産の全部事項証明書や預貯金通帳のコピーを目録として使用することも可能です。目録を自書しない場合、目録の各ページ（裏表がある場合には両面）に署名と押印が必要になります。

なお、自筆証書遺言の方式の緩和に関する規定は、2019年1月13日に施行されました。この施行日より前に作成された遺言は、全文自書による必要がありますので、ご確認ください。

今年は



亥年

亥年経営者「随感随筆」

亥年・年男の雑感

株式会社 東花苑

代表取締役 太田 英司氏

(昭和22年生まれ)



年男として、一文書くようにとの要請があり、まず初めに自分が今年年男であるという実感が湧きませんでした。「毎日が昨日の続き」で生きて来たような者ですから、まさか6回目の年男となり72歳に成ろうとしているとは自覚しておりませんでしたので、自分を振り返る良い機会を与えて頂いたと感謝しなければならぬのかもしれない。

そこで、自分が生まれた昭和22年(1947年)から12年ごとの亥年の主な出来事をパソコンを駆使し、そして、亥年の自分の誕生日7月6日の新聞を図書館へ行き調べてみる事とし、印象に残っている事案を以下のように整理をしました。

●誕生年 昭和22年(1947年)丁亥(ひのとい)

国の主な出来事

農地解放・日本国憲法施行・学校教育法(6・3・3学制発足)・労働基本法等新法公布
普通選挙制開始・第1回参議院議員選挙・最高裁判所発足

7月6日の道新記事

残念ながら6月分と8月分は有りましたが7月分は抜けていました。

●1回目 昭和34年(1959年)己亥(つちのとい)

国の主な出来事

メートル法施行・南極観測隊タロ・ジロ無事を確認・皇太子ご成婚・オリンピック東京開催決定・伊勢湾台風(5098人の死者)・安保闘争

7月6日の道新記事

許可下りないアーケード(1条~5条)・旭川民衆駅前を追われるバス停留所・高校野球中体連

●2回目 昭和46年(1971年)辛亥(かのとい)

国の主な出来事

沖縄返還協定調印・成田空港第1次代執行・江夏豊9連続3振・大鵬引退・円変動相場制
NHK放送カラー放送開始・カップヌードル発売

7月6日の道新記事

なんとかして「ホコリ公害」・空港、医大ともに有望・市長期計画策定作業始まる

●3回目 昭和58年(1983年)癸亥(みずのとい)

国の主な出来事

青函トンネル貫通・連続テレビ「おしん」放送・東京デズニーランド開園・日本海中部地震発生・大韓航空機事件・ロッキード事件公判・パソコン ワープロ普及・中曽根内閣発足・ファミコン発売

7月6日の道新記事

ごみを考える(便利なトレイ、ラップ再利用)

Simple is Best ー理想のシステム開発ー



代表取締役社長 佐々木 通彦

【本社・工場】

〒078-8273 旭川市工業団地3条2丁目2番27号
TEL(0166)36-4501 FAX(0166)36-4502
E-mail:info@fesystem.co.jp

【九州営業所】

〒880-0925 宮崎県宮崎市本郷北方2520-7-205

<http://fesystem.co.jp>

の道はなし)・10日に札幌来る・春光台少年卓球団全道1, 2位(さあ次は全国だ)

●4回目 平成7年(1995年)乙亥(きのとい)

国の主な出来事

阪神淡路大震災・地下鉄サリン事件・東京都知事に青島幸雄 京都府知事に横山ノック

7月6日の道新記事

公約の重み受け止めて(参院選)有権者管内44万298人・地震教訓に安全迫及(家具)

●5回目 平成19年(2007年)丁亥(ひのとい)

国の主な出来事

宮崎県知事に東国原英夫・安倍首相辞任・郵政民営化・年金問題・IPS細胞・携帯電話(スマートフォン上陸)防衛省発足

7月6日の道新記事

抜き打ち検査を開始(ミンチ偽装を受けて)・嵐山陶芸の里ゆっくり散策を・ばんえい競馬精算

●6回目 平成31年(2019年)己亥(つちのとい)

天皇陛下譲位・新元号

さて、今年はどうなるのか?

以上、自分が気になったニュースを拾ってみました。一つ一つの出来事を思い出しながら整理してみましたが、思いに耽っていると中々先に進むことが出来ずに大変でした。

さらに、亥(猪)にまつわる諺を探してみると「猪突猛進」「猪見て矢を引く」「猪武者」

「しし食った報い」等々あまり良い例えがないようですが、全く違う見方があることも分かりました。十二支は「子」から始まり「亥」(猪)までありますがすべて動物の漢字になっていますが実は植物の成長に例えられているという説を見つけました。最初の「子」は種の中に新しい命が萌え始めた状態を表し、丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌と植物が成長していく様子を表していると言う説です。最後の「亥」は前年の戌年で草木の成長が止まり葉を落とした状態、亥年は次の成長の為に満を持しエネルギーを貯めている状態を言うそうで、次世代への橋渡しを担っている。それが「辛抱強い」に繋がっているとの事です。

さて、ここで自分の商売(旅館・宴会)を考えて見る事にします。何故この場所で半世紀以上の歴史を刻むことが出来ているのか、同業者の中では七不思議だと言われています。自分の信条として「商いは高過ぎてもダメ、安すぎてもダメ」商いが成り立つ価格設定が基本である。「高すぎればお客様は離れ、安すぎれば自分もたない」その加減が大切である。

何れにしても、今の自分が在るのは良き先輩・友人・知人の存在があり、勿論、一番大切な家族の支えと絆があればこそで、この場をお借りして感謝をしたいと思います。

いよいよ70代これからも「昨日の続きの今日、今日の続きの明日」を生きて行くつもりです。

干支のトリビア・豆知識 亥年生まれの人々の性格診断

(因みに昭和22年生まれの子どもの今年(2019年)の人口は206万人の性格だそうです。全員同じであれば気持ちが悪いです参考までに)

「猪突猛進と言うように、正義感が強く、心が優しく人に対する思いやりがあります。困っている人を見過せず、自分から厄介事に首尾を突っ込んでしまうこともあります。心配性なところもあるので、用心深く、自分を信じて突き進むことが出来ます。

芯が強く、やると決めたらやり遂げる人でよほどのことがない限り挫折しません。人を信じやすいので、騙されてしま

うこともあるようです。

騙されても謝られると許し、根に持ったりはしないのですが、お人好しなためにまた同じ人に騙されるという部分もありますので注意が必要です。」

まるで自分を言い当てられている様に思うのは自分だけでしょうか?

「最後まで読んで頂きありがとうございます御座いました」



北海道から世界に伝えます

日本の心・日本の味

From Hokkaido to the World : The Heart and Flavor of Japan

木綿屋男山本家 男山株式会社

北海道旭川市永山2条7丁目 TEL 0166-48-1931

<http://www.otokoyama.com/>

健康
問題働く人を守る職場づくりについて
～気になりませんか、従業員の健康
進めていますか、受動喫煙対策～

旭川市保健所 所長 鈴木 直己



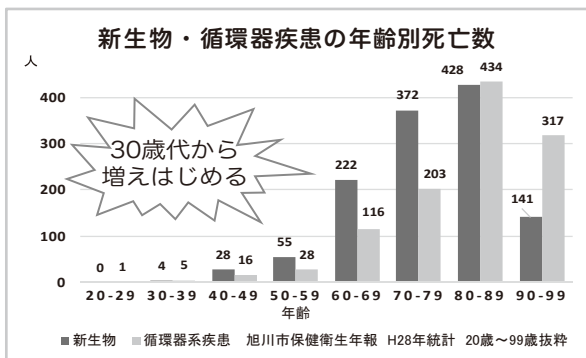
保健所の仕事といえば、食品衛生や感染症対策、また犬・猫の保護などのイメージが強いでしょうか。これら以外に、健康にまつわるさまざまな取組を行っており、今回は旭川市民の健康実態や事業についてお知らせしたいと思います。



「まだ若いし、自覚症状がないから自分は大丈夫」の危険



がんや循環器疾患による死亡は60歳代で急増。しかし30歳代の働き盛り世代から徐々に増加するという実態が！



★若い頃から自分の健康に関心を持とう
(毎年の健康診断・がん検診でカラダをチェック✓)

★まずは、いつもの生活習慣に良い習慣をプラス1

普段の生活の中で

例えば このような

PLUS 1

野菜を
とろう!食事に野菜の
おかずを加え
野菜から食べる糖分を
控えよう!いつもの甘い
飲み物を水や
お茶にチェンジ体を
動かそう!エレベーター
ではなく
階段を使う

職場ぐるみの健康づくりを応援しています



「健康づくりプラス1」事業に参加しませんか？

「従業員の健康は気になるけれど、何をしたら良いかわからない」、「関心はあるけれどきっかけがない」という事業主の皆さま。市内事業所を対象に、職場で手軽にできるメニューを提案しサポートしています。ぜひ御利用ください。

90日間体重測定チャレンジ

- 職場の仲間と5人以上でエントリー
- 職場で体重を量るだけ(体重計は貸出可)
- 歩数計の貸出も可

出前健康講座

- 保健師・管理栄養士が職場に伺い、生活習慣病の予防について講話を実施

TRY on 体組成計！

- 1人3分あればできる健康チェック。体組成計で体重、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝、内臓脂肪レベルを測定

階段用消費カロリーステッカー等の提供

- ステッカーや標語を貼り従業員の階段使用を促進

知っていますか？「健康経営®」

従業員数の少ない事業所ほど、1人が病休などで欠ける事による影響は大きいと言えます。

近年聞かれるようになってきた「健康経営」とは、「従業員の健康管理に積極的に取り組むことで、従業員の心身の状態が整い、その結果として生産性や業績などが期待できる」という考え方です。

旭川市内の事業所においても、健康経営の取り組みが広まりつつあります。

生産性の向上	リスクマネジメント
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のモチベーション向上 ・業務効率の向上 ・欠勤率の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の予防 ・労災発生の予防
企業のメリット	金銭的負担軽減
企業イメージの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・企業ブランド価値の向上 ・労働力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病手当や健康保険料などの負担軽減

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康づくりプラス1事業の詳細や、参加事業所の取り組み、健康経営についてなど、旭川市ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。



お問合せ先:旭川市保健所 保健指導課 電話:26-2397



来年4月から 原則屋内禁煙になります！



望まない受動喫煙をなくすため、昨年7月に成立した改正健康増進法では、多数の者が利用する施設は、原則、敷地内禁煙または屋内禁煙となり、喫煙する場合には喫煙専用室等の設置が必要となります。

実際の手続き等の詳細は今後示されることとなっていますが、いずれの施設の管理権限者も、望まない受動喫煙をなくすべく、積極的な対策を取られることをおすすめします。

改正健康増進法の規定		施行日
第1種施設	敷地内禁煙 (屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。)	2019年7月1日
学校・病院・児童福祉施設、行政機関等		
第2種施設	原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)	2020年4月1日
上記以外の多数の者が利用する施設		
飲食店、事務所、工場、ホテル・旅館等		
	経過措置	
	既存の経営規模の小さな飲食店 ・個人または中小企業が経営 ・客席面積100㎡以下	店内で喫煙可能とする場合は、 標識の掲示が必要
屋外や家庭など	喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮	2019年1月24日

※全ての施設で、①喫煙ができる場所については、標識の掲示が必要

②喫煙可能部分は客・従業員とも20歳未満は立ち入れない

現在、国では喫煙所の設置・改修等にかかる費用を助成する「受動喫煙防止対策助成金」のほか、各種相談や測定機器の貸出し等の支援を行っています。詳しくは下記にお問い合わせください。



旭川市版

禁煙外来MAPを作成しました



完全な受動喫煙防止対策は、禁煙に尽きます。

ご自身のため、ご家族や周りの方のためにも、今日から、禁煙に取り組みませんか？

市内には、禁煙外来治療を受けられる医療機関が51か所あります。(平成30年10月時点)

詳しくは、旭川市ホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください。



詳しくは旭川市ホームページをご覧ください。



「がん検診」受けていますか？



日本人の死亡原因の第1位は「がん」で、全体の約3割を占めています。生涯のうちに2人に1人はがんにかかるリスクがありますが、初期の段階であれば100%近く治癒するがんもあり、早期発見のため、がん検診を定期的に受けることが大切です。

職場でがん検診を受けている方もいらっしゃると思いますが、その機会がない場合でも旭川市のがん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮がん)を安く、簡単に受けることができます。

40歳(子宮がん検診は20歳)になったらがん検診を受けましょう！

詳しくは旭川市ホームページをご覧ください。



お問合せ先:旭川市保健所 健康推進課 電話:25-6315

— 平成31年度税制改正の大綱が平成30年12月21日に閣議決定されましたので、概要をお知らせいたします。 —

平成31年度税制改正の大綱の概要

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行う。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長する。（現行10年⇒13年）
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。
- ・適用期間は平成31年10月1日から平成32年12月31日までとする。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

○森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）（平成36年度から年額

1,000円）及び森林環境譲与税（仮称）（平成31年度から譲与）を創設する。

○ふるさと納税制度の見直し

- ・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

○子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

資産課税

○個人事業者の事業承継税制の創設等

- ・新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設する（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。
- 一 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予する。
- 一 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保する。
- ・現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年

以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を行う。

○教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長する。
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長する。

法人課税

○イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- ・オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。
（※）一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。
- ・総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現

行：25%）に引き上げる。

- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

○中堅・中小企業による設備投資等の支援

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等を行う。
- ・地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行う。

- ・中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度を創設する。

○都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講ずる。
- ・具体的には、消費税率10%段階において復元後の法

人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（仮称）とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税（仮称）として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）とし譲与する。

○その他

- ・保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行：5%）に引き上げる。
- ・医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進等効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。

消費課税

○車体課税の見直し

- ・平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。
- ・自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直す。
- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。
- ・エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等を見直す。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃

費水準が高いハイブリッド車に重点化する。

- ・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、以下の措置により全額国費で補填する。
 - 一 エコカー減税（自動車重量税）の見直し（前掲）
 - 一 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
 - 一 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲
- ・平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。
- ・自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補填する。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・臨時の販売場での免税販売を認める。

国際課税

○BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトを踏まえた対応

- ・過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化する。

- ・移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入する。

納税環境整備

○経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

- ・仮想通貨取引等、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法

上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組みを整備する。

関税

○暫定税率等の適用期限の延長等

- ・平成30年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を

講ずる。

○個別品目の関税率等の見直し

—— 詳しくは、財務省ホームページをご覧ください。⇒財務省ホームページ(<http://www.mof.nta.go.jp/>) ——

国税専門官 募集!

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。2019年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

①受験資格

- (1)平成元年4月2日から平成10年4月1日生まれの者
- (2)平成10年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

②申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。
3月29日(金)9:00～4月10日(水)(受信有効)
申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当
(TEL011-231-5011内線2315)
または旭川東税務署(TEL0166-23-6291)
旭川中税務署(TEL0166-90-1451)
にお尋ねください

③第1次試験

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】
6月9日(日)

④第1次試験合格者発表日

7月2日(火) 9:00

⑤第2次試験 【人物試験及び身体検査】

7月11日(木)～7月19日(金)のうち
指定する日

⑥最終合格者発表日

8月20日(火)

中学生の「税についての作文」募集事業

全国納税貯蓄組合連合会では、国税庁との共催により、毎年、全国の中学生から「税についての作文」を募集しており、昭和42年に第1回が開催され、平成30年度は第52回開催となります。

これは、将来を担う中学生の皆さんが、税に関することをテーマとして作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

優秀な作品には、内閣総理大臣賞をはじめ総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞などを授与し、賞状及び記念品を贈呈します。(全国法人会総連合は、当事業の後援団体となっております。)
中学生の皆さんからのご応募をお待ちしています。

事故車・故障車の救出作業の御用命は…

24時間営業

 **三栄レッカー** TEL(0166)47-6412

営業種目

一般区域貨物自動車運送事業・建設機械資材運送・引越・除雪・事故車故障車の救出作業

三栄運輸株式会社 〒079-8452 旭川市永山北2条11丁目36番地5
TEL(0166)47-6245番 FAX(0166)47-6092番

「日本の税制度について」

旭川市愛宕中学校3年

後藤 ひなの



やせ細った腕と足には転落防止用のベルトがまかれ、微動だにしない。わずかに揺れ動く胸の動きのみが懸命に生きようとする意志を私たちに伝えている。私のひいおばあちゃんは認知症をわずらい、2年ほど前から24時間体制の医療施設で治療を受けている。毎日のようにお見舞いをする私の母や家族が、言葉には出さなくてもつらい思いをしていることが伝わってくる。呼びかけても反応しないひいおばあちゃんを眺めながら、そしてそれでも諦めずに声をかけ続ける家族をみて、本当の幸せって何だろうという疑問が心の底から湧いてきた。

興味があったのでインターネットで調べてみると、国連が行った幸福度に関する調査結果があることを知った。2018年の調査結果によると日本の幸福度ランキングは54位で先進国の中ではかなり低いことが分かった。一方で、北欧の国々が上位を占めていることも初めて知った。こうした幸福度の違いはどこからくるのかをさらに調べてみると、高齢者の幸福度が一因であることが分かった。具体的には、日本では高齢になるほど幸福度が下がっていくのに対して、ほかの先進国、特に北欧では幸福度が年齢とともに増加する傾向がある。このような高齢者の幸福度の違いは、北欧と日本の税制度の違いからきているのかもしれない。例えばデンマークでは所得税が55%で消費税が25%となっており税率がとても高い。しかし代

わりに、医療費・教育費・介護費などが無料になっている。これに対して日本では消費税は8%で低い代わりに、医療費・介護費などは負担する必要がある。また、北欧は日本に比べて高い納税率を達成している点にも違いがあることを知った。税収にもとづいた社会福祉サービスが手厚いかどうかは、高齢者や周りにいる家族の幸福感に大きく影響するのではないだろうか。私のひいおばあちゃんの場合でも、家族が長く続く入院費用をどう負担するかについての不安を抱えていることを漏らしていた。

日本では少子高齢化が進み、高齢者の介護や入院がより多くなることが予想される。このような状況では、充実した社会保障を作り上げるために税収を増やすことはとても重要になると思われる。税収は、税率を決める仕組みそのものと税を納める私たちに支えられている。したがって北欧のような手厚い福祉サービスを行うための税制度や高い納税率の達成方法は参考になるのではないだろうか。

日本に住む人たちが幸せに過ごすことができるためにも、税のあり方を学ぶことは大切だと感じた。これからは社会をより良くするための税の仕組みやほかの国々の取り組みについて、私も積極的に学んでいきたい。また、大切な人たちのために責任をもって納税していきたいと思う。

世界のおいしさ、いきいきと。

KYOKUICHI

旭

株式会社 キョクイチ

旭川市流通団地1条2丁目 TEL(代表)0166-48-3141

商人心得いるは歌に学ぶ

経営に取り組む根本姿勢

経営コンサルタント
高辻 精一

商人文化が大きく花開いた江戸時代。商人として心得て、商売に臨む根本姿勢や守るべき商人道を記した文献が数多く残されています。

それは、商い人としての道徳や規範にとどまることなく、経営戦略をも伝えていく向きもあります。

自身のつまづきや失敗を猛省し、後に続く者たちが同じことを繰り返すことのないように諫めてもおり、時代こそ違え、現代の経営に取り組むにあたってもいささかも色褪せることなく、心に染み入って来るものです。

その中の一つに、「商人心得いろは歌」があります。

これは、1842年（天保13年）に出版された「質素儉約現金大安売」（著者不詳）の中に記されているもので、「いろは」47文字の頭文字順にまとめられています。

馴染み易い「いろはカルタ」になぞらえ、平易で日常的に誦んじて学べるもので、年端もいかない奉公人にも浸透させ、戒めて行うこととする狙いも垣間見えてきます。

と同時に、爪先立った不安定で、危なっかしい経営の舵取りをしないよう、事業を引き継ぐ末代へと伝えて行こうとする意図も見えてくるのです。

質素儉約を至上としつつ

も、商人としての「分」を守り、誠を尽くして顧客に臨む商人としての心得が記されており、店に奉公する奉公人・丁稚にも徹底して教え説いたであろうことが容易に目に浮かぶものでもあります。

また、人付き合いで戒めることも多い一方、相手との取引の間に合いなども伝えられており、興味深いものがあります。

加えて、現代経営にあっても、収益力を上げるためのビジネスモデルの構築が昨今叫ばれています。ビジネスモデル構築のためのヒントや助言なども秘められており、現代においても気づきを与えてくれる言葉

が綴られています。

江戸時代に記されたものですが、現代の経営者にも色褪せずに伝わってくる背景には、現代経営でもステークホルダー（利害関係者）である顧客・従業員・仕入先等を大事にする姿勢が貫かれていることです。

さらに、商い道に携わる以前に、人としての道徳をわきまえた人間道を達するための修業として捉えて励むことが大事との考えが底流にあり、どんなに時代が変わろうとも、変わらぬ精神が伝わってくるのです。

このため、周りに甘えたり、迷惑を掛けたり、不誠実、さらには嘘や虚飾・虚勢を排除して、自分に厳

しく生きていくことが、時代を越えて、経営リーダーには求められているのだということが伝わってくるのです。

それが結果として、経営の信用・信頼を堅固ものにし、繁盛がもたらされていくものだと言論してくれていきます。

「日本の資本主義の父」と言われる渋沢栄一は、「実業と経済」の中で「信用は実に資本であつて、商売繁盛の根底である」と説いています。

まさに信用は企業にとつての資本であり、ビジネス成功の基礎にあることを論じているのです。時代を問わず、ビジネスに携わる者にとつて信用を築くことの大切さが脈々を受け継がれてきていることを知らされるのです。

事業承継が叫ばれている今日だが、新たに経営に携わろうとする後継者にも、ぜひ熟読玩味願えたら幸いです。

い いろいろ扱う品は変わろうと、商いの基は変わらぬ

ろ ろくに品定めもせず、安値に惚れて買う銭うしない

は 計り売り拵売りは一目盛多く詰めよ

に 日々の品を現金で買えば金繰りに病まぬ

ほ ほどほどの分を守れよ、身分をわきまえぬ者は身を亡ぼす

へ へりくだりて深く腰を折れ、腰の高い商人から物を買わぬ

と とりつぎの小商いを大事にせよ、さもなくば歳は建たぬ

ち 近きより遠きへ、正直な商いの波紋の輪は広がっていく

り 吝嗇をして銭カメを一杯にしても、役に立てねば石ころと同じ

ぬ 盗み物、安く買うてはならぬ

る 留守番を相手に長居饒舌は災いのもと

を おりおりの酒席での商談は慎め、気が大きくなりてソロバンが狂う

わ わずかなる利の商いの掛け売りはならぬ

か 掛け売りの高利より現金売りの薄利

よ 欲深い押し売りは足元見られて利得なし

た たとえ利がなくても見切れ、手元に現金があれば、また良き買い物あり

れ 廉直に商いせよ、客を惑わしてはならぬ

そ 祖先を尊び、家名を重んぜよ

つ つねづね儉約し、商いの品数を増やせ

ね 値切るもほどほど、損をさせれば良い品は持つてこぬ

な 何事も利と誠とは表と裏の關係

ら らくらくと営むに、儉約に勝るものなし

む むつまじい仲ほど祝儀、不祝儀大事に

う うかうかと買掛増やすは金欠のもと

あ 居間よりも店の普請に金をまわせ

の のらくら商人は月末に仮病で姿を隠す

お 思わく買いに儲かるためしなし

く くれし物、届け物あれば礼は忘れず

や やすやすと三十日に昼寝できる現金買い

ま まだ取れぬ売りの儲けの皮算用は夢の中の栄華なり

け 儉約をして災いに備えよ

ふ ふかふかと儲けの口車に乗るな、大損の穴に落ちるぞ

こ 根を詰めて商いし、遊は目立たぬように

え 柄も知らぬ者から買えば暖簾に傷がつく

て 丁寧に見送り手早く渡せ傘、提灯

あ 商いは、ただ、ただ、赤誠をつくせ

さ 算段の要は小銭を粗末にせぬこと

き 気をはって客に薦めよ、厳選した一品を

ゆ ゆく末を思つて磨け礼節作法を

め 目の前の利よりも、先々の信用が大事

み 見栄をはる者の台所は苦し

し 始末するも度が過ぎたると、ただの守銭奴

ゑ えびす顔の酌に用心、下心あつての事ぞ

ひ 火の用心、戸締まりは念には念を入れて

も 元手の銀に余裕をもつて買い付けよ

せ 世間を狭くする物は売つてはならぬ

す 末ずえの繁盛を願い日々励め

話すこととは、モヤモヤを突き放すこと

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木 勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

「思っていることを相手に言えずに悩んでいます」

20代後半の女性社員が語り出しました。メーカーの経理部勤務。専門学校で簿記・経理を学び就職して5年目。実直な仕事ぶりは周囲からも認められていました。コツコツと取り組むタイプで、遠慮がちで引っ込み思案とも語りました。それでもミスなく仕事ができれば、と思っていたのですが、女性の先輩社員が、仕事の手順を急に変えたり、余分な仕事を押し付けて早く帰ってしまう姿に耐えられなくなりました。自分の思いを伝えたいのですが、勇気がなくつい黙ってしまい、気持ちが沈みます

皆さんも経験し、職場でもよく見かけることと思います。言いたいことを心に溜めて我慢しているとどうなるでしょう。不満がお腹に溜まりすつきりしません。「思う事言わねば腹ふくる」ということわざもあります。この状態が続くと、心と身体のバランスが崩れ、ストレスによる心身の症状が進行していきます。早く対処しなければいけません。どうしたらいいでしょう。

古今東西、言い伝えられていたことわざです

対処法にたどりつく前に、このことわざについて触れます。共通する話は少なくありません。『王様の耳はロバの耳』という話をご存知の方も多と思います。ギリシャ神話から題材を取った児童劇の戯曲です。王様に呼ばれた床屋さんが、王様のロバのように大きい耳に驚きましたが誰にも言えません。相談を受けた医者「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘ってその中に叫びなさい」とアドバイスした話で

す。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

日本でも鎌倉時代の吉田兼好の随筆『徒然草』に、「おぼしき事言はぬは腹ふくるるわぎなれば」とあります。その原典が平安時代の随筆『大鏡』と言われています。さらに遡れば中国の宋の時代の書物にもあることが分かりました。大昔から言い伝えられていたのです。

『徒然草』では、思うことを気晴らしで書いた後は人に見せないで破って捨てると続きます。穴を掘って言い放つことと合わせて、悶々としたら行動でストレスを解消していたことが分かります。

自己表現のポイントは「気持ちを言葉にして伝える」こと

さて現代の対処法はどうでしょう。紙に書き出して捨てる、穴を掘って嫌なことを叫ぶ、なども悪くはないのですが、例えば職場の対人関係に悩んでいる場合は、適切ではないでしょう。よく言えば自己満足。何も解決しません。ここで強調したいのは「アサーティブな自己表現」です。ポイントは3つ。①事実を伝える ②気持ちを言葉にして伝える ③そして提案する、です。いきなりこの3つを表現することは難しいでしょう。ひとつでもふたつでも構いません。経理部の女性に当てはめれば、「急に手順を変えられると不安になります。事前にみんなに話していただけませんか」という言い方はできないでしょうか。

黙っていないで話すこと。最初はやんわりとでも、短くても構いません。「話す」は「放す」につながります。話すことで気持ちのモヤモヤを突き放すことができるのです。

ダイバーシティ雇用を実現する組織をつくる

雇用問題コメンテーター 長嶋俊三

長嶋俊三(ながしま・しゅんぞう)

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より(財)高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。

職務再設計は ダイバーシティ実現のツール

これまで高齢者にやさしい職場をつくる職務再設計にふれてきたが、高齢者に働きやすいということは若い社員、女性にはもっと働きやすいわけで、職務再設計は、ダイバーシティ管理のためのツールでもあるといえる。職務再設計の基本的な考え方は、(1) 高齢者の作業負荷を高めるような設計をしてはならない。負荷の増大は、高齢者に苦痛を、会社には労働災害や不良品を生む原因になる。(2) 高齢者が持っている機能や能力で本人にとって使うことが望ましいものは、おおいに発揮できる状態にしたほうがよい。(3) これから開発できる能力は何か、という可能性が追求できる方向での再設計も必要である。現時点で持っている高齢者の特性をベースにした職務拡大を行い、そのための能力開発、教育訓練も検討されなければならない。

職務再設計を実施する組織づくり

職務再設計を実施する際のポイントが3つある。(1) 実施する時は、全社的に取り組む姿勢が大事である。仕事は単独で成り立つものではなく、前後工程と相互に関連しているため、一部の仕事だけを取り出して改善しても実効が上がらない。また、これを実施する事務局組織もその視点から考える必要があり、事務局構成メンバーも人事担当者のほか、現場の担当者を含めるなど多角的な知識を集約したプロジェクトチームにするのが一般的だ。つまり、職場の人間全員を巻き込んだ活動が望まれる。(2) 改善案の作成は、現場の声を大切にする。(3) 現場の作業グループによる小集団活動が効果的である。問題点の発見か

ら改善案の作成、改善効果の評価という一連の活動は、実際に改善される職場の作業者が全員参加して、自主的、主体的活動として取り組むことがもっとも効果的である。

若い社員が高齢者向きの 職場をつくる

農業機械など特注品を製造している徳島市のA試作所では、若い社員がリーダーとなって改善をすすめて、成功させている。同社は品質と技術の高さが生命線の技術者集団で、社員構成では若年者と高齢者のふたつの塊がある。この世代間の接着剤の役目を果たしたのがISO9001の取得のために行った品質管理活動で、それは不良品を減らすだけでなく、経営品質目標へ、部門ごとの目標へ、さらに個人目標へと落とし込んだ。この活動と同時に小集団活動も実施され、30歳代の社員をリーダーに全社的な改善が検討され、バリアフリーに対応した新社屋づくり、高齢者の負荷を軽減する新しい機器の導入、高齢者向きの専用職場づくりを行った。若い社員と高齢社員が職場の働きやすさについて話し合ったことで技術が継承されただけでなく、技術レベルが一段上に押し上げられ、目標管理も個人レベルにまで落とし込んだことで、達成度に応じた賃金制度に改定され、働き甲斐も生まれた。



新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(H30.10.15~H31.3.15)

● 親 会

- | | | | |
|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| アースコンサルタント(株)〈地質調査業〉
〒078-8234 旭川市豊岡4条7丁目7番13号
代表者 金山 慎一 | 豊岡地区
TEL 32-3111
FAX 32-2800 | 須藤憲子税理士事務所〈税理士事務所〉
〒070-8003 旭川市神楽3条10丁目6番6号
代表者 須藤 憲子 | 神楽地区
TEL 62-5381
FAX 62-5391 |
| (有)AKI土建〈建設業〉
〒078-8350 旭川市東光10条8丁目4番18号
代表者 秋山 利浩 | 東光地区
TEL 73-4627
FAX 73-4637 | (株)太雅〈老人福祉事業〉
〒070-8013 旭川市神居3条4丁目2番15号
代表者 末釜 宗 | 神居地区
TEL 74-8261
FAX 74-8263 |
| 鎌塚運送(株)〈運送業〉
〒071-1505 東神楽町南3条東1丁目4番
代表者 鎌塚 勝強 | 東神楽地区
TEL 76-1422
FAX 76-1422 | 中村信税理士事務所〈税理士事務所〉
〒078-8220 旭川市10条通22丁目1番地7
代表者 中村 信 | 東地区
TEL 74-6406
FAX 74-5953 |
| 川口幸三税理士事務所〈税理士事務所〉
〒070-0026 旭川市東6条1丁目
代表者 川口 幸三 | 新旭川地区
TEL 25-1991
FAX 26-8018 | 祢津正吾税理士事務所〈税理士事務所〉
〒070-8047 旭川市忠和7条5丁目1番5号
代表者 祢津 正吾 | 西地区
TEL 63-1559
FAX 63-1559 |
| (株)旭永〈塗装工事業〉
〒079-8416 旭川市永山6条1丁目1番31号
代表者 齋藤 貴大 | 流通団地地区
TEL 46-2553
FAX 73-4339 | 能任利明税理士事務所〈税理士事務所〉
〒070-0024 旭川市東4条7丁目1番11号
代表者 能任 利明 | 新旭川地区
TEL 26-6620
FAX 26-6550 |
| 旭神車輛工業(株)〈板金塗装・自動車修理業〉
〒070-8005 旭川市神楽5条12丁目1番8号
代表者 松永 孝道 | 神楽地区
TEL 61-2641
FAX 61-2695 | 未来コンス(株)〈建設業〉
〒078-8232 旭川市豊岡2条6丁目9番6号
代表者 伊藤 友章 | 豊岡地区
TEL 76-1771
FAX 76-1770 |
| 小関建三税理士公認会計士事務所〈税理士事務所〉
〒078-8236 旭川市豊岡6条2丁目1番6号
代表者 小関 建三 | 豊岡地区
TEL 34-2555
FAX 34-2270 | (株)ユニマツライフ旭川営業所〈各種サービス業〉
〒070-0024 旭川市東4条9丁目1番15号
代表者 更科 洋央 | 新旭川地区
TEL 29-5515
FAX 29-5517 |
| サービスエンジニアリング(株)〈管工事業〉
〒070-0014 旭川市新屋町1丁目2番31号
代表者 白戸 浩貴 | 新旭川地区
TEL 73-5081
FAX 73-5081 | 佐竹美一税理士事務所〈税理士事務所〉
〒078-8235 旭川市豊岡5条2丁目4番1号
代表者 佐竹 美一 | 豊岡地区
TEL 35-1020
FAX 35-1021 |
| 坂本英志税理士事務所〈税理士事務所〉
〒078-8303 旭川市緑が丘3条3丁目1番4号
代表者 坂本 英志 | 東光地区
TEL 66-1102
FAX 85-6767 | 中川設備〈管工事業〉
〒078-8347 旭川市東光7条3丁目1番21号
代表者 中川 学 | 東光地区
TEL 32-9751
FAX 32-9751 |
| (株)上西新聞店〈新聞販売所〉
〒078-0343 比布町中町2丁目2番8号
代表者 上西 達彦 | 比布地区
TEL 85-2011
FAX 85-2011 | (有)秋元設備〈設備工事業〉
〒070-8045 旭川市忠和5条6丁目3番10号
代表者 秋元 俊史 | 神居西地区
TEL 61-9865
FAX 61-9865 |
| 常楽良吉税理士事務所〈税理士事務所〉
〒078-8353 旭川市東光13条4丁目5番20号
代表者 常楽 良吉 | 東光地区
TEL 33-2236
FAX 34-1366 | 松田隆社会保険労務士・行政書士事務所〈法律事務所〉
〒070-8016 旭川市神居6条3丁目2番12号
代表者 松田 隆 | 神居西地区
TEL 61-4247
FAX 61-4300 |
| 末廣電気〈電気工事業〉
〒078-8355 旭川市東光15条4丁目1番19号
代表者 小野寺 末廣 | 東光地区
TEL 34-0175
FAX 34-0175 | | |
| (株)ステンレス工房〈金属製品製造業〉
〒070-0014 旭川市新屋町4丁目9番1号
代表者 梶沼 敏夫 | 新旭川地区
TEL 26-5677
FAX 26-5654 | | |
| | | 協和工業(株)〈鉄工業〉
〒079-8453 旭川市永山北3条7丁目1番20
専務取締役 高橋 陽穂 | 流通団地地区
TEL 47-6612
FAX 47-7235 |

● 女性部会

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 協和工業(株)〈鉄工業〉
〒079-8453 旭川市永山北3条7丁目1番20
専務取締役 高橋 陽穂 | 流通団地地区
TEL 47-6612
FAX 47-7235 |
|--|--------------------------------------|



とわのおか
観音霊苑合祀墓 永遠之丘

公益 観音霊苑
財団法人

旭川市神居町富沢409番地の4
Tel 0166-61-1312
Fax 0166-62-8601
<http://www.kannon-reien.jp>
E-mail jiai@kannon-reien.jp

事業報告

10月から3月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

注) ※印は旭川中法人会との共催

10月 October

- 3日(水) 青年部会税務研修会／第22回親睦ボウリング大会※
- 5日(金) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル』第1回実行委員会※
- 11日(木) 第35回法人会全国大会<鳥取大会>
- 16日(火) 第1回組織委員会※
- 19日(金) 第19回北海道法人会女性部会全道大会<函館大会>
- 22日(月) 青年部会拡大三役会※
- 25日(木) 広報誌「旭川東法人会だより第82号」発行
- 26日(金) 第2回理事会

11月 November

- 5日(月) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル』第2回実行委員会※
- 9日(金) 第32回法人会全国青年の集い<岐阜大会>
- 18日(日) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル! 2018』※
- 27日(火) 第1回事業研修委員会※
- 29日(木) 税務研修会※

12月 December

- 5日(水) 知新小学校における租税教室※
- 10日(月) 鷹栖北野小学校における租税教室※
- 10日(月) 青年・女性部会合同税務研修会／第19回ミニきき酒会
- 18日(火) 神居東小学校における租税教室※
- 19日(水) 東光小学校における租税教室※
- 19日(水) 平成31年度税制改正提言活動※

1月 January

- 17日(木) 第2回広報委員会※
- 28日(月) 新春講演会／新年交礼会※
- 29日(火) 西神楽小学校における租税教室※

2月 February

- 1日(金) 四団体合同新春研修会／ニューイヤーパーティ※
- 12日(火) 第2回組織委員会※
- 18日(月) 新設法人説明会※
- 19日(火) 朝日小学校における租税教室※
- 19日(火) 東旭川・工業団地・東川地区税務研修会
- 22日(金) 永山・当麻・比布地区税務研修会
- 27日(水) 実務者向け税務研修会

3月 March

- 5日(火) 春期講演会※
- 8日(金) 女性部会税務研修会／懇談会
- 12日(火) 青年部会研修会／懇談会※
- 20日(水) 第3回理事会
- 20日(水) 広報誌「旭川東法人会だより第83号」発行



▲青年部会親睦ボウリング大会



▲女性部会全道大会懇談会(函館)



▲青年・女性部会合同きき酒会



▲旭川中法人会との合同新年交礼会



▲四団体合同ニューイヤーパーティ



北海道知事免許 上川(15)第93号

北海道富士興業(株)

本社／旭川市3条通19丁目右1号

Tel (0166) 31-6111 Fax 31-6164

地域逸品

～第60回の開催を迎えて～ 旭川の冬の風物詩 “雪と氷とあかりの祭典”旭川冬まつり

●ルーツ

雪が多い旭川は、道路から除雪した後の雪の処理が大きな問題となっていました。昭和21年、対策に困った当時の警察署長と観光協会長が、彫刻家加藤顕清氏の助言を得て道路排雪を雪像作りに利用したのが「旭川冬まつり」のルーツだと言われており、同年3月に市復興芸術祭の一環として「雪まつり」の名称で冬の祭典が催され、冬の行事への気運が高まりました。その後「北海冬祭り」や「旭川雪まつり」などの冬の祭典を経て、昭和35年に現在に繋がる「第1回旭川冬まつり」が開催され、60年間に渡り、北・北海道を代表する冬のイベントとして歴史を重ねてきました。

●特徴

旭川冬まつりは、石狩川旭橋河畔及び平和通買物公園を会場とし、毎年2月上旬に開催しています。

メイン会場となる石狩川旭橋河畔には、ギネスブックにも登録されたことのある世界最大級の大雪像が制作され、大雪像の上から滑り降りることの出来る、長さ100mに渡る氷の滑り台「ぶんぶんスライダー」は、例年人気を博しています。また、大雪像と向かい合って作成されるバルコニー雪像は、毎年、来場者の方を歓迎するデザインで



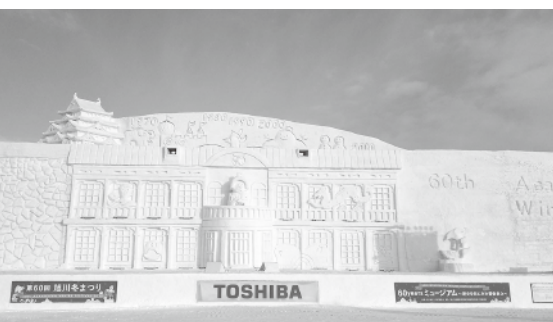
第60回オープニングセレモニー

制作されています。また、バルコニーには会期に先立って市民が参加し制作する「ウェルカム雪だるま」が並び来場者の皆様をお迎えします。

迫力の大雪像はもちろんのこと、市民団体などが制作する個性豊かな中雪像や、たくさんの小雪像が場内を賑やかに演出し、チュービングやミニ雪だるま制作体験など、雪国の冬ならではのアクティビティも体験できるほか、体があたたまる飲食を提供する売店コーナー「冬マルシェ」で、道北地域のご当地グルメが存分に味わえます。

駅前から続く平和通買物公園では、世界の彫刻家が腕を競う「氷彫刻世界大会」が開催され、国内外から参加した選手たちが、氷で制作した芸術作品の完成度などを競い合います。

その他にも、様々なイベントが実施され、年ごとに限定で作られるオリジナルピンバッジが販売



世界最大級の大雪像



冬まつり会場の様子



氷彫刻世界大会



会場を賑やかに演出する小中雪像



プロジェクションマッピングと花火



冬マルシェ

されるなど、ご来場の皆様にお楽しみいただけるイベント内容となっております。

●60回目の記念イベント

60回目の記念を迎えた今年の旭川冬まつりは、2月6日から11日までの6日間に渡り、石狩川旭橋河畔及び平和通買物公園を会場に開催され、98万3千人が来場しました。

メイン雪像は、旧旭川借公社（現中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館）をモチーフに、第1回の冬まつりで制作された名古屋城を組み合わせ、60年の歴史を雪のレリーフで表現した年表で振り返れるようデザインし制作しました。

バルコニー雪像は「旭川ヘカジャ（行こう）！！」をテーマに、韓国の水原（スウォン）市と旭川市の姉妹都市提携30周年を記念し、あさっぴーと韓国のチマチョゴリを着たゆっきりに加え、水原市にある世界遺産水原華城の八達門をデザインし制作しました。

例年、人気を博している夜の花火も、60回の記念開催として回数を増やし毎晩打ち上げ、雪像を彩るプロジェクションマッピングによる幻想的な空間と、澄み切った冬の夜空に咲く大輪のように打ち上げられた花火に、多くの来場者が魅了されました。



夜の花火など記念イベントの様子

●今 後

今年も多くの方の来場者の方にお越しいただき、大盛況で幕を閉じた旭川冬まつり。次回の第61回は来年2月6日～11日の6日間を予定しています。今後とも市民の皆様や旭川を訪れる観光客に、より一層楽しんでいただけるイベントを目指して開催していきたいと思っております。

旭川冬まつり実行委員会事務局

〒070-8525
旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階
旭川市観光スポーツ交流部観光課内
TEL:0166-25-7168 FAX:0166-26-8585



氷の滑り台「ぶんぶんスライダー」



市民参加のウエルカム雪だるま



子どもたちに人気のスノーバナナ

日本公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしております。

日本公庫（国民生活事業）の融資の特徴

- 事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。
- 新たに事業を始める方もご利用いただけます。
- 無担保・無保証人での融資もお取り扱いしています。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

お手続きの流れ ～お申込みいただく際は、お気軽にご相談ください～

お申込

以下の書類をご提出いただけます。

- 借入申込書
- 最近2期分の確定申告書・決算書、試算表（決算後6ヵ月以上経過している場合等）
- 企業概要書（初めてご利用の方）
- 見積書（設備資金の場合）
- 履歴事項全部証明書（法人の方）

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。
- 営業状況（計画）や資産、負債のわかる書類をご準備ください。
- 店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

ご融資

- ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします。
- ご契約手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金します。

～教育資金を必要とされるみなさまへ～

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

あなたの“未来”応援します！

国の教育ローン



ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能！

固定金利
長期返済なので
安心！

平成31年1月
制度創設40周年！

ご融資額 350万円以内
（お子さま1人あたり）

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター



ハローコール
0570-008656
（または 03-5321-8656）

受付時間 月～金曜日/9:00～21:00 土曜日/9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/3）はご利用いただけません。

詳しくは Web で！ [国の教育ローン](#)

検索



日本政策金融公庫
旭川支店 国民生活事業

〒070-0034

旭川市4条通9丁目1704-12 朝日生命旭川ビル1階

（電話）0166-23-5241